

松江市告示第 517 号

松江市事業継続支援給付金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 469 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日 令和3年1月から<u>9月</u>までの間の連続する3か月間の初日をいう。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3条 給付金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、主たる収入が事業収入(売上)であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により事業収入(売上)が減少しており、かつ、次に掲げる事業者の区分に応じて定める要件に該当すること。</p> <p>ア 令和2年<u>7月31日</u>以前に創業した事業者 令和3年1月から<u>9月</u>までの間の連続する3か月の事業収入(売上)の合計額が前年同期又は前々年同期と比</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日 令和3年1月から<u>5月</u>までの間の連続する3か月間の初日をいう。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3条 給付金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、主たる収入が事業収入(売上)であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により事業収入(売上)が減少しており、かつ、次に掲げる事業者の区分に応じて定める要件に該当すること。</p> <p>ア 令和2年<u>3月31日</u>以前に創業した事業者 令和3年1月から<u>5月</u>までの間の連続する3か月の事業収入(売上)の合計額が前年同期又は前々年同期と比</p>

較して20パーセント以上減少していること。

イ 令和2年8月1日から同年12月31日までの間に創業した事業者 令和3年1月から9月までの間の連続する3か月の事業収入(売上)の合計額が令和2年8月から同年12月まで(令和2年9月以後に創業した場合は、創業月から令和2年12月まで)の間の事業収入(売上)の月平均額に3を乗じて得た額と比較して20パーセント以上減少していること。

2・3 略

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期限までに、事業継続支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 事業収入(売上)が20パーセント以上減少したことを証する書類
- (3)~(5) 略

様式第1号(第5条関係)

事業継続支援給付金交付申請書兼請求書

略

略	
添付書類 (添付した書類について、右欄の□に☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 市内で事業を営んでいることが分かる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 事業収入(売上)が <u>20パーセント</u> 以上減少したことを証する書類 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人事業者等の

較して50パーセント以上減少していること。

イ 令和2年4月1日から同年12月31日までの間に創業した事業者 令和3年1月から5月までの間の連続する3か月の事業収入(売上)の合計額が令和2年7月から同年12月まで(令和2年8月以後に創業した場合は、創業月から令和2年12月まで)の間の事業収入(売上)の月平均額に3を乗じて得た額と比較して50パーセント以上減少していること。

2・3 略

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期限までに、事業継続支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 事業収入(売上)が50パーセント以上減少したことを証する書類
- (3)~(5) 略

様式第1号(第5条関係)

事業継続支援給付金交付申請書兼請求書

略

略	
添付書類 (添付した書類について、右欄の□に☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 市内で事業を営んでいることが分かる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 事業収入(売上)が <u>50パーセント</u> 以上減少したことを証する書類 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人事業者等の

<p>み)</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先金融機関口座を確認する書類</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>み)</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先金融機関口座を確認する書類</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
略	略
(注) 略	(注) 略

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。